

## はじめに

池ノ上らは一九五八年の「自然公園法解説」で、アメリカやカナダ、中南米、アフリカ、オセアニアの国立公園を営造物とし、英国のを地域制としている。これが地域制と営造物制を海外に当てはめた最初の事例と言えるが、前回も紹介したように一九九六年には地域制に対して疑義を提示し、イタリアの公園は地域制ではないと述べている。そこで営造物公園と言われる米国の地域制と言われるイタリアの国立公園で確認してみよう。

## 米国の国立公園は 営造物公園？

営造物公園とされる米国の国立公園設置法には、「権原」やゾーニングによる「公用制限」に相当

する文言はまったくなく。ヨセミテ渓谷州立公園やイエローストン国立公園以降、連邦政府公有地 (public domain) を私有化の対象から除外・保留することによって国立公園が設置されたから、私有地はあり得ないと言いたいところだが、一八六四年にヨセミテ渓谷等を州に移管したのは、既に私有化が進んでいたからである。実のところ一八六八年から渓谷の土地所有権に関する訴訟があり、連邦最高裁判所の判決で土地の所有権は認められなかったが、一八七四年に州は六万ドルの補償金を支払った。一八八一年にはヨセミテ渓谷をとりまくシエラネバダ地域の測量が完了し合法的入植が可能になったため、九年後の国立公園化に際して六万エーカーもの私有地が含まれていた。そのため一九〇五年には三分の一の地域を国立公園から除外

した。このように私有地に対する補償や境界変更による私有地除外が既に実施されていたが、国有林における私有地買上げ制度は一九一一年に始まり、国立公園においては一九一八年の内務長官による国立公園管理指針において、買上げや寄附を進めるように指示している。

田村の国立公園論を批判した上原は一九二三年の「史蹟名勝天然紀念物」に「アメリカの国立公園一覽」を掲載し、一九の国立公園のうち私有地のないのは七カ所で、ハワイには四万一、〇〇〇エーカー (公園面積の五四・五%) の私有地があると記している。一九三一年の「国立公園法解説」でも「私有地を多く包含するものに在りては、全区域の三五%に及ぶものがあり、全然私有地を有せざるものは八箇所である」と記される。さらに、千家は一九三三年の「国立公園」に「亜米利加国立公園の私有地問題」を詳しく紹介している。このように、戦前は関係者が米国の国立公園に私有地がかなりあることを理解し、営造物とも表現していない。では戦後、米国の国立公園の私有地がなくなり営造物になったのだろうか。

表のとおり、米国には六一カ所の国立公園があり、国立公園局所有・管理土地面積割合は九七%に達している。だが、国立公園局が「権原」を有する国立公園はハワイ火山、グアタループ、ウインドケープ、グレイトベアスの四カ所にすぎない。さらに、

前二者にはウイルダネス地域というウイルダネス法に基づく公用制限のあるゾーンも設定されているので「地域制営造物公園」となり、「営造物公園」は洞窟を主体とする小規模なる二カ所だけとなる。残る五七公園のうち、ヨセミテ等二五公園にも

表 米国国立公園の土地所有と面積 (acre) 出典: National Park Service - Listing of Acreage 12/31/2018-

公園名	NPS所有地	NPS管理地	連邦他組織所有地	公有地	私有地	計	W
ハワイ火山	325,605.28	0.00	0.00	0.00	0.00	325,605.28	有
ウインドケープ	33,970.84	0.00	0.00	0.00	0.00	33,970.84	無
ヨセミテ	759,690.11	10.83	319.11	1,502.70	224.75	761,747.50	無
イエローストン	2,219,789.13	0.00	0.00	0.00	1.58	2,219,790.71	無
61国立公園計	50,495,012.31	222,546.33	45,760.41	570,540.21	888,143.72	52,222,002.98	
割合 (%)	96.69	0.43	0.09	1.09	1.70		

\*NPS: 内務省国立公園局、NPS管理地: 所有権以外の権原を持つ土地、W: ウィルダネス地域

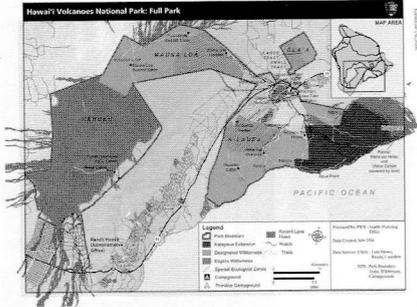


図 ハワイ火山国立公園図

ウイルダネスが設定されている。これらは「地域制公園」だろうか？残る営造物でも地域制でもない公園は三二カ所に上り、その中には私有地がありウイルダネスは設定されていないイエローストンが含まれる。表に代表的な四タイプの土地所有を示した。連邦政府の土地は内務省公園局が完全に所有する土地、地役権など権原を有する土地、他省庁の土地に三分区されている。「営造物公園」は「理想的な公園管理が可能」とされるがハワイ火山国立公園図を御覧いただきたい。キラウエア火山のある地域とマウナロア山頂部をコリドーでつなぎ、更に正方形の森林から公園を構成している。私有地はないが、キラウエア地域の境界に宅地が接している。

また、マウナロア登山口から山頂部にはウイルダネスが設定されている。このため二酸化炭素の長期的計測で有名なマウナロア観測所はウイルダネスからも公園からも除外されている。上原が紹介した時点では過半数が私有地であったハワイ国立公園が二分され、ハワイ火山区域が営造物になっても理想的公園管理ができるとは言えない。

### イタリアの国立公園は地域制公園？

田村が「地域制」を使ったのは一九三六年からであると、池ノ上（一九九六）や水谷（二〇一六）が指摘しているが、それを海外に当てはめるようになったのは一九四九年からの英国以降であろう。では日本の国立公園制度をつくる際に参考にしたイタリアの国立公園はどうだろう。前回と同様、水谷の成果を紹介しながら検討しよう。

一九二三年七月にアブルツツオ国立公園設置法が制定されたが、その冬を田村剛はローマで過ごしながら、市内にある「アブルツツオ国立公園自治協会」を訪れた。だが、一九六六年の回想で「当局者に会って聞いた程度」と記しているように詳しい情報は入手できなかった。ところが、田村が内務省囑託に返り咲く一九二七年の山林彙報に「一九二三年の伊太利国立公園法附同施行規則」としてアブルツツオ国立公園設置法の和訳を掲載し、さらに一九三〇年の「海外の国立公園」でも再掲している。米国やカナダの公園制度についてまったくふれていないのに、このアブルツツオの制度を二度も紹介しているのは、いかに田村がこの制度を重視したか物語る。

一九二七年のアブルツツオ紹介文で「その土地は私有地であるが、地元が一致して公園経営上必要な一切の地上権設定を承認して、公園委員会の手に委ねる」と田村は記している。これはアブルツツオ法施行細則第二三章「公園内ニ包含セラレタル森林及土地ノ管理及取用」や一九二五年の米園林業雑誌の記事に基づくが、アブルツツオは「営造物公園」と判断される。さらに、水谷が紹介している一九二九年の米園林業雑誌の記事からはアブルツツオはゾーニングによる公用制限もなされていることが分かる。すなわち、ハワイ火山と同様、「地域制営造物公園」と言える。

### まとめ

一九五七年の「都市公園法解説」による地域制と営造物の考え方を米国とイタリアの国立公園に適用してみたが、このような二分法を国立公園に当てはめること自体に無理がある。イエローストンが営造物でも地域制でもないというのはどう説明したらいいのだろう。だから、保護地域のデータベース化を進めているIUCNも土地所有よりも実質的管理あるいはガバナンスを重視している。

イタリアの国立公園情報を米園林業誌から得ていたように、一九二七年に田村は米国の国立公園についても紹介している。だが、一九二九年に指定されたアディロンダック州立公園を地域制公園としては言及していない。この公園には三万二、〇〇〇人が定住し、ユネスコの生物圏リザーブの先駆けとも言える。一八八五年に設立されたバンフ国立公園も中心部に町があるから営造物ではないことは確かだ。

伊藤 太一 ● いろいろ たいいち  
筑波大学生命環境系教授・江戸川大学  
国立公園研究所客員教授。